平成２６年（フ）第５４０１号
千葉県船橋市習志野４丁目２―11―104
債務者　立川　祐二
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４５４号
千葉県市川市北方町４丁目1948―67
債務者　鶴田　康之
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畠　希之
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４５８号
東京都大田区千鳥３丁目14―３―605
債務者　及川　哲也
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　厚徳
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４９号
東京都大田区池上８丁目12―10―202
債務者　豊田　秀樹
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　修二
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９９号
東京都練馬区氷川台３丁目24―17―203
債務者　石井　　良
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂東　雄大
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４１号
東京都目黒区東が丘１丁目26―３
債務者　茂出木茂春
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島村　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７０号
東京都足立区日ノ出町27番３―422
債務者　時田亜希夫
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻布　秀行
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３６７号
千葉県松戸市小金原１丁目21―５　ジュイールＡ―５
債務者　高久　花江
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　善大
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４１５号
東京都文京区本駒込６丁目９―９
債務者　田中　文明
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　美和
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７号
茨城県古河市上辺見401番地３　パレス＃＆♭201、前住所茨城県古河市葛生259番地５
債務者　森　　章
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４５号
盛岡市湯沢東３丁目１番12号
債務者　柿崎　　大
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５３号
岩手県滝沢市室小路653番地15　センターヒルズ室小路101号
債務者　千葉　耕平
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５４号
岩手県久慈市夏井町閉伊口第２地割10番地３
債務者　馬内和歌子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１９号
宮城県石巻市向陽町３丁目12番17号
債務者　佐藤　利勝
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
群馬県太田市新田木崎町129番地　よかれ苑Ｖ101号室
債務者　野口　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２０１号
神奈川県愛甲郡愛川町田代670番地　セントラル田代Ｃ202
債務者　川野智恵美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部